

# 栄町地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、人口減少や少子高齢化、深刻化する運転手不足等の社会情勢の変化に対応し、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成（リ・デザイン）をすることを目的とし、現行の栄町地域公共交通計画の期間満了に伴い、これまでの取組の検証を行うとともに、地域住民のニーズや移動実態を把握して栄町にとって最適な交通体系の構築に向けた新たなマスタープランとなる「栄町地域公共交通計画」の策定を支援するものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

栄町地域公共交通計画策定支援業務

### (2) 業務の対象範囲

栄町全域とする。ただし、移動実態等を踏まえ、必要に応じ、広域的な視点も取り入れるものとする。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

### (4) 業務内容

別添「栄町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

※提案内容を踏まえて協議により変更する場合がある。

### (5) 見積上限額

9,660千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3. 契約予定者選定方法

本業務は、第1項の目的を達成するため、専門的な知見に基づいて課題を整理し、現実的な解決方法の提案と、その実行が求められる業務であることから、高い実務能力及び企画提案内容を総合的に判断して適切な事業者を選定する必要がある。

そこで、選定に当たっては、プロポーザル方式により参加希望者を広く募り、書面審査とプレゼンテーションの内容に基づき業務の履行能力等を総合的に評価し、評価が最も優れている事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

#### 4. 選定スケジュール（予定）

内 容	期 間 等
公告日	令和8年5月12日（火）
質問の受付期間	令和8年5月12日（火） 午前9時から 令和8年5月26日（火） 午後5時まで
参加表明書の提出期限	令和8年5月26日（火） 午後5時まで
公募型プロポーザル方式参加資格 確認結果通知書の送付	令和8年5月29日（金）
質問の回答	令和8年5月29日（金）
提案書の提出	令和8年6月11日（木） 午後5時まで
プレゼンテーション	令和8年6月17日（水）（予定）
評価結果通知・公表	令和8年6月中旬（予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

#### 5. プロポーザル参加申請の方法

本件プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加申請に係る書類を提出するものとする。

なお、各様式については、公募開始日から令和8年5月26日（火）までに栄町ホームページからダウンロードすること。

##### （1）提出書類

①参加表明書（様式1）

②栄町地域公共交通計画策定支援業務に係る参加資格確認誓約書（様式2）

③登記簿謄本（法人）の写し（発行後3か月以内のもの）

※本社又は営業所等の所在地が分かるもの。

④国税及び地方税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内の直近1年分で本社分のみ）

⑤財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の直近1年分）

⑥会社概要書（様式4）

⑦栄町地域公共交通計画策定支援業務委託経歴書（様式5）

※地方公共団体の発注する計画調査業務について過去5年間に於いて受諾した実績を5件以内で取り上げ、1件について業務概要を記載し、全件について契約内容及び業務内容が確認できる書類（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

（2）提出期限 令和8年5月26日（火）

（3）提出場所 〒270-1592

千葉県印旛郡栄町安食台1-2 栄町企画財政課

（4）提出部数 各1部

（5）提出方法 持参又は郵送

①持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、栄町の休日を定める条例（平成元年栄町条例第27号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「町の休日」とい

う。)を除く。

- ②郵送の場合は、令和8年5月26日(火)午後5時必着とし、簡易書留等の記録郵便とするとともに、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。また、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

## 6. 応募者の資格要件

応募者(全ての構成員)は、令和8年度・9年度入札参加資格者名簿「委託(業種)調査・計画(大分類)／地域計画(中分類)」に登録されている者であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は栄町財務規則(平成9年栄町規則第4号)第121条第1項の規定による制限を受ける者でないこと。
- (2) この公告の日から当該事業の入札期日までの間、栄町建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ①手形交換所による取引停止処分を受けた日から起算して2年を経過していない者
  - ②本件業務委託のプレゼンテーションの期日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがあった者
  - ③会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による更生手続開始の決定がされていない者
  - ④民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (4) 栄町建設工事等暴力団対策要綱第2条第1項及び第2項の措置を受けている者でないこと。
- (5) 栄町暴力団排除条例(平成23年栄町条例第16号)第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 自社の代表者と同一人が代表を務める別法人の参加資格を認めていないこと。

## 7. 質疑

### (1) 受付期間

令和8年5月12日(火)午前9時から令和8年5月26日(火)午後5時まで

### (2) 質問方法

栄町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザルに係る質問書(様式6)に必要事項を記載し、電子メールにて栄町企画財政課へ提出すること。

送付先アドレス:kikaku@town.sakae.chiba.jp

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールの表題を『栄町地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル質問(事業者名)』とすること。

### (3) 回答

質問事項とその回答について、令和8年5月29日(金)午後5時までに、参加申請を行った全ての事業者へ回答書を添付した電子メールを送信する。

## 8. その他

- ・第5項の(2)に定める提出期限までに同項の(1)提出書類の提出がない場合は、本件プロポーザルへの参加は認めない。
- ・第5項の(1)の提出書類を基に参加資格の確認を行い、結果については栄町地域公共交通計画策定支援業務委託に係る参加資格確認書兼書類審査結果通知書(様式7)により令和8年5月29日(金)までに書面及び電子メールを送付することにより、通知する。
- ・参加事業者が4者以上の場合は、書類選考を実施する。この場合、書類選考を通過した3者のみプレゼンテーションへ参加できるものとする。

## 9. 提案書類の提出

前項の書類審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者(以下「提案者」という。)は、次に定めるところにより、企画提案に係る書類を提出するものとする。

なお、様式3については、令和8年5月12日(火)から令和8年6月11日(木)までに栄町ホームページからダウンロードすること。

### (1) 提出書類

#### ①企画提案書提出届(様式3)

#### ②企画提案書(様式任意)

表紙、目次等を含めA4判20ページ程度を原則とする。なお、必要に応じてA3版の使用も可とするが、2ページ分として計上する。

#### ③参考見積書(様式任意)

具体的な積算内容が分かるように内訳書を添付すること。また、見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、第2項の(5)に定める見積上限額以内の金額とすること。

### (2) 提出期限 令和8年6月11日(木)

### (3) 提出場所 〒270-1592

千葉県印旛郡栄町安食台1-2 栄町企画財政課

### (4) 提出部数 各7部

### (5) 提出方法 持参又は郵送

①持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、町の休日を除く。

②郵送の場合は、令和8年6月11日(木)午後5時必着とし、簡易書留等の記録郵便とするとともに、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。また、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

## 10. 選定方法

### (1) 評価方法

- ・栄町が設置する選定委員会が、(3) の評価基準により評価を行い、評価点数の合計が60点以上で、最も高い者を契約候補者として選定する。  
なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点数がより高い者を契約候補者として選定する。
- ・提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

### (2) 提案におけるテーマの設定

仕様書記載の業務に関する事項のほか、次に示す栄町の公共交通の課題を踏まえた提案書を作成すること。

#### 地域公共交通の再編

当町の地域公共交通は鉄道として JR 成田線が町内を通過し、安食駅を中心とした広域移動の軸を担っているほか、地域住民の買い物・医療機関への受診環境等を守るため、隣接する印西市へ印旛日本医大駅行きバスの実証実験を行っているところである。また、町内移動については、民間の路線バスに加え町が主体となる循環バスにより近隣市を含めた地域の足を担っているほか、民間事業者等によるタクシーや福祉運送等が混在している。

町では前述の循環バスの運行や、路線維持のため、民間事業者への赤字補てん等の取組により、地域の足の確保に努めてきたものの、各種計画等の策定時におけるアンケート調査においては公共交通に関する満足度は依然として低調にある。このようなニーズと利用実態に乖離が生じている状況下で、物価高騰の影響等により運行経費の増加によって町の財政支出も年々増加している。

また、近年の社会情勢を鑑みても、今後、運転手が不足することが懸念されている中、高齢化の進行により交通弱者が増加していくことが想定され、高齢者に限らず学生の通学の利便性向上など、地域の足の確保は重要である。

このような背景の中、費用対効果の検証等による「公共交通の持続可能性の確保」と住民の利便性の向上と公共交通空白地域の解消による「地域の足の確保」を両立するため、デマンド交通等の新たな交通システムの導入と既存交通システムとの連携や、運行ルートの見直し等により地域公共交通をいかに再編していくかが重要な課題となっている。

以上を踏まえ、提案書の作成に当たっては、

- ①栄町の地域公共交通の再編に関する基本的な考え方
  - ②実施すべき事業及びその実施主体
  - ③②に係る概算費用の算出
- の3点に関する提案を行うこと。

(3) 評価基準

		評価内容	最高 配点
評 価 項 目	業務実績	過去5年以内(令和3年度以降)において、地域公共交通計画(改訂を含む。)の策定支援又は地方公共団体の発注に基づく地域公共交通に関する基礎調査の完了実績があるか。	10
	体制	業務実施のための体制(配置予定者の資格・経験等)及び実施スケジュール(業務工程など)が適切に設計され、明らかにされているか。	5
	提案内容	現行の地域公共交通計画及び栄町の各種計画等を把握し、栄町の現状を正しく理解しているか。	5
		業務に必要なデータの収集及び利活用に関する考え方が整理されているか。	10
		ニーズ把握のための設問設定やヒアリングの内容及び設問設定の狙いが具体的であるか。	10
		設定したテーマに対する提案が課題に対して的確かつ具体的であるか。また、実現手法が整理されているか。	30
		そのほか、業務目的を遂行するための仕様書内に記載されていない有益な独自提案があるか。	10
		質疑応答時の回答の的確性があるか。	5
	提案書	提案書等(資料)が見やすく、分かりやすいか。	5
見積額	参考見積による費用負担による比較	10	
合計最高点			100

(4) プレゼンテーション

①日時：令和8年6月17日(水)

②会場：別途通知する。

③流れ

- ・提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答(20分程度)の時間を設けること。

④その他

- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とすること。
- ・投影用のモニター及び接続用のHDMIケーブルは栄町が用意するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

#### (5) 契約候補者の決定

プレゼンテーション実施後、選定委員会による評価を行い、プレゼンテーションに参加した全ての提案者の最終順位を決定する。その結果、最終順位が最も高い提案者を契約候補者とする。また、二番目に最終順位が高い提案者を次点の契約候補者とする。

#### (6) 評価結果の通知

評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての提案者に「栄町地域公共交通計画策定支援業務委託に係る選定結果通知書（様式8）」により、通知する。

#### (7) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・参加申請及び提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法が本要領に適合しない場合
- ・第6項に定める資格の要件を満たさなくなった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合
- ・選定の公平性を害する行為があったと認められる場合
- ・上記に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があったことにより、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

#### (8) その他

選定委員会の会議及びプレゼンテーションは非公開とし、選定結果に対する異議の申出は受け付けない。

### 1 1. 結果の公表

選定結果については、令和8年6月中旬に通知するほか、同月下旬までに栄町ホームページで公表する予定である。

### 1 2. 契約の締結

契約候補者に選定された者は、栄町と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとする。契約候補者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約候補者を新たな契約候補者として協議を行う。

### 1 3. その他留意事項

- ・本件プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・提出された全ての書類は、提出後の修正又は変更を一切認めないものとする。
- ・提出された全ての書類は、一切返却しないものとする。
- ・提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属する。ただし、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、栄町が本件プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ・本業務の管理者がやむを得ない事情により交代する場合は、栄町と協議し、事前に承認を得るものとする。

- 本件プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、栄町情報公開条例（平成10年栄町条例第25号）に基づき、提出書類の公開の可否について判断する。
- 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもあるが、その場合、栄町は、提案に要した費用についての補償等は一切行わない。